

総合事業における訪問型サービスD（移動支援）について

令和4年度第1回京都市高齢者施策推進協議会（令和4年6月29日）において協議した総合事業における訪問型サービスD（移動支援）のモデル事業については、補助制度により実施することとして、令和4年7月28日付で令和4年度実施事業者の募集について広報発表し、現在、事業者の受付を行っている。

1 補助対象事業（京都市移動支援型ヘルプサービス）

令和4年度中に京都市内に事業所のある団体が市内で実施する事業で、次の条件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 要支援者等に対して、送迎を行う団体とは異なる団体が実施する「地域の通いの場」等まで福祉有償運送（※）による送迎を週1回以上かつ3か月以上実施すること
- ② 送迎を行う要支援者等のケアプランに移動支援型ヘルプサービスが位置付けられていること
- ③ 閉じこもりや心身機能の低下等の予防を目的として、送迎の前後でスーパーマーケット等に立ち寄り、買物支援を行う等の介護予防に資する取組を実施すること

※ 福祉有償運送とは、要支援・要介護者や身体障害者等の会員に対して、概ねタクシー料金の2分の1の範囲内の料金によって、自家用自動車を使用して行う移送サービスをいう。国土交通省への登録が必要。

2 補助対象団体

市内で補助対象事業を実施する計画を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、その他市長が認める団体であって、福祉有償運送に登録している団体とする。

ただし、これから福祉有償運送の登録を行う予定の団体であって、補助対象事業開始までに登録が完了することが見込まれる団体については、補助金交付申請を受け付ける。

3 補助金の上限額

1団体当たり135万円／年

登録人数1人当たり45,000円を想定し、階段状に上限額を設定している。

登録人数（※）	年間限度額
1～10人	450,000円
11～20人	900,000円
21～29人	900,000円＋（@45,000円×（登録人数－20人））
30人以上	1,350,000円

※ 登録人数とは、補助対象期間に利用登録をし、利用をした人の実人数をいう。

4 補助対象経費

補助対象事業を実施するに当たり必要となる経費のうち、交付申請年度中に支出されるもの。

(例) 運転手人件費、燃料費、車両リース費、車両維持費、保険料、
コーディネーター人件費、通信費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費

5 交付申請期間

令和4年8月1日(月) ～ 令和4年11月30日(水)

6 交付申請状況

申請団体数(令和4年10月末現在)

1団体

7 今後のスケジュール

- ・ 令和4年12月 モデル事業開始
事業の評価(需要の有無、課題抽出等)を行い、令和6年度以降の本格実施を目指す。